仕様書

1　品名

無線電話装置（署活系無線機）

2　数量

34 機

3　形状その他

⑴　本体

ア　本体は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下同じ。）に基づく型式検定に合格したもので、次のいずれかとする。

㋐　株式会社 JVC ケンウッド社製　（製品番号：TCP－235）

㋑　アイコム株式会社製　（製品番号：IC-UH65MFT）

イ　送信出力は 1W を基本とし、本市が指定する周波数のみ 5W とすること。

⑵　周波数等

次の合計 26 波を実装すること（周波数は別途指示する）。

No.	区　　分	連続トーンスケルチ	送信出力
1	本市が使用する 8 波	203.5Hz（A-10）	1W
2	消防用に割り当てられた 17 波	なし	
3※	山岳地域における消防活動用として本市が使用する 1 波	なし	5W

※　No.3 については、本市が指定する無線機のみに実装すること。

⑶　無線局名称の表示

本体に無線局名称を表示すること。なお、無線局名称については、本市担当者と協議のうえ、決定すること。

⑷　附属品

No	附属品	数量	備考
1	ヘリカルアンテナ（ロング）	1 本	メーカー標準品又は推奨品
2	電池パック（本体に付属するものを含む）	2 個	連続使用 11 時間以上
3	急速充電器（AC アダプター含む）	1 機	メーカー標準品
4	外部スピーカーマイク（マイクコードを含む）	1 式	本体と同等の防水性能を持つメーカー標準品又は推奨品
5	イヤホン（ケース付）	1 個	メーカー標準品又は推奨品
6	本体収容ケース	1 式	メーカー標準品又は推奨品
7	ストラップ（首掛け用）	1 式	メーカー標準品又は推奨品
8	無線機装着ベルトクリップ	1 式	メーカー標準品又は推奨品
9	取扱説明書、保証書、無線局免状複製	1 式	電子データにて提出
10	試験成績書	1 式	－

⑸　その他

既存の無線通信系（260MHz 帯系）との運用上の識別を容易にするために、次の機能、構造を満たすこと。

ア　送信時の機能(識別音)

送信ボタンを押下したとき、識別音（Beep 音を 1 回）を自装置に発すること。

イ　受信時の機能(識別音)

着信時に自装置の機能で、識別音（Beep 音を 1 回）を自装置に発すること。

ウ　識別表示

空中線の先端部付近に、塗料または着色テープで識別表示をすること。色はオレンジ蛍光色で、幅は 10mm とする。

4　無線局の申請手続等

電波法、無線設備規則その他関係法令を遵守し、本市の指示のもと、無線局の変更申請から運用開始までの手続き（手続きに要する諸経費は、受注者の負担）は受注者に委任することとし、免許申請等に必要な事項及び無線局名称等は別途受注者に指示する。

また、本無線電話装置の購入に伴い、当局で保管している同装置の廃局処理等についても同様の取り扱いとすること。

5　検査及び保証

本装置納入後、本市担当者による検査を行い、以後 1 年以内に、本市に責めのない理由で故障等が発生した場合は、すみやかに新品交換又は修理を行うものとする。

なお、その対応に要した費用は受注者の負担とする。

6　納入期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

7　納入場所

広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号

広島市消防局警防部警防課警防企画係　（TEL：082-546-3451　担当：鎗田）

8　その他

⑴　無線局の開設及び納入等に関する日程の調整は、直接本市担当者と行うこと。

⑵　本仕様の解釈について疑義が生じた場合はすみやかに本市担当者と協議すること。